

職業訓練の名称変更について

雇用形態『職業訓練【基金訓練】等』を『職業訓練(求職者支援制度)』に変更しました。同時に職業訓練(求職者支援制度)を選択した場合に限り、給与下限に0円がご利用いただけます。

募集締切3月25日 平成27年4月6日開講！インターネットの基本からプログラミングまでを取得

職業訓練校サンプルスクール / 職業訓練(求職者支援制度) / 01/20

給与	職業訓練受講給付金: ~ 10万円
勤務地	東京都渋谷区
職種	WEB・オープン系開発

[応募画面へ進む](#)

応募資格 年齢・性別制限など法律遵守項目は特記事項欄に記載有り

●職業訓練(求職者支援制度)の受講生募集と理解している
特記事項

■職業訓練受講給付金の対象要件
次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ・ハローワークの指示により、求職者支援訓練または公共職業訓練を受講する方
- ・雇用保険被保険者でない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方
- ・本人収入が月8万円以下の方
- ・世帯※(1)全快の収入が月25万円以下(年300万円以下)の方
- ・世帯※(1)全快の金融資産が300万円以下の方
- ・現在住んでいるところに土地・建物を所有していない方
- ・全ての訓練実施日に出席する方(やむを得ない理由がある場合は2割以上の出席)
- ・訓練期間中～訓練終了後、定期的にハローワークに来所し、職業相談を受ける方
- ・同世帯※(1)の方で同割(二)の給付金を受給して訓練を受けていた方がいない方
- ・既に二回給付金を受給したことがある(※2)場合は、前回の受給から6年以上経過している方(※3)

(※1)同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当します。
(※2)緊急人材育成支援事業の「訓練・生活支援給付金」は該当しません。
(※3)基準コース(3ヶ月)で公共職業訓練を受ける場合は6年以内でも対象となることがあります。

※注意
職業訓練を受講している間、「職業訓練受講手当(月額10万円)」が支給されます。ただし、一度でも訓練を欠席したり、(やむを得ない理由を除く)ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となります。ただし、これらを繰り返すと訓練期間の初日に遅れて給付金の返還命令等の対象となります。

応募受付
現在受付中(採用者が決まり次第終了)

[応募画面へ進む](#)

この求人をメールで紹介 企業に質問する 検討中フォルダに入れる

※ 採用担当者名と連絡先は応募後に表示されます。

採用担当者へ問い合わせる場合は「企業に質問する」ボタンからお問い合わせ下さい。



職業訓練校
サンプルスクール
S a m p l e
s c h o o l

企業情報

企業名	職業訓練校サンプルスクール
住所	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-22-8 朝日屋ビル5F
代表者	泉 健太
設立	2006年01月
従業員数	6
事業内容	・ECサイトの運営 ・システム開発 ・インターネットの研修・講座運営
会社PR	長年培ってきたインターネットの知識・経験を、現役の講師陣がお伝えいたしますので、是非お申ください。インターネット関連の企業とも強いネットワークがありますので、受講後のサポートも安心です。

[応募画面へ進む](#)

この求人をメールで紹介 企業に質問する 検討中フォルダに入れる